

船舶事故調査報告書

令和4年7月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月2日 11時30分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島東南東方沖 湯島港8号防波堤北灯台から真方位102° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯32° 35.6′ 東経130° 21.7′）
事故の概要	遊漁船八幡丸は、北北東進中、また、プレジャーボートガネーシャ丸は、船首を南東方に向けて釣りをしながら漂泊中、両船が衝突した。 ガネーシャ丸は、同乗者1人及び船長が負傷し、右舷船側部の亀裂等を生じ、また、八幡丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年1月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 八幡丸、2.6トン KM3-50908（漁船登録番号）、個人所有 8.93m（Lr）×2.27m×0.79m、FRP ディーゼル機関、220.65kW、昭和60年10月10日 第293-18688号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ガネーシャ丸、5トン未満（長さ6.15m） 293-23028熊本、個人所有 6.15m（Lr）×2.25m×1.14m、FRP ガソリン機関（船外機）、84.60kW、平成2年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月31日 免許証交付日 令和元年11月13日 （令和7年10月17日まで有効） B 船長B 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年6月4日 免許証交付日 平成29年12月21日

	(令和4年12月20日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 2人(同乗者B及び船長B)
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船側部に亀裂及び凹損、操舵室窓の破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南西流約2.0ノット(kn)
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、令和4年1月2日06時30分ごろ上天草市鳩之釜漁港を出港し、湯島南西方沖で遊漁を行ったあと、09時40分ごろ湯島南東方沖の釣り場へ移動し、主機を停止して漂泊し、潮上りを繰り返して遊漁を行っていた。</p> <p>船長Aは、操船と見張りに当たっていたところ、携帯電話に着信があり、後部甲板に出て応答したのち、操舵室に戻り、GPSプロッターに入力していた約1.2km北北東沖にある別の釣り場に向けて移動することとし、主機を始動して発進した。</p> <p>船長Aは、操舵室の左舷側にある操舵輪の前に立ち、GPSプロッターを見ながら、約8.4kn(対地速力、以下同じ。)の速力で手動操舵により北北東進中、11時30分ごろ衝撃を感じたので、船首方を見たところ、B船の右舷船側部と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、A船を後進させてB船から引き離し、B船に横着けして、B船の乗船者をA船に移乗させ、B船を鳩之釜漁港へえい航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、家族1人(以下「同乗者B」という。)を乗せ、釣りの目的で、09時42分ごろ上天草市所在のマリーナを出発し、上天草市黒島東方沖で釣りをしながら漂泊と潮上りを繰り返したのち、11時00分ごろ湯島東北東方沖に移動して主機を停止し、船首を南東方に向けて漂泊した。</p> <p>同乗者Bは、船長Bと共にB船の船尾甲板左舷側に立って釣りをしていたところ、右舷方から接近するA船を認め、船長BにA船の航走波により船体が動揺する可能性があることを知らせ、引き続きA船を見ていたところ、A船がB船に向かって接近してくることに気付き、衝突の危険を感じて船長Bにその旨を伝えた。</p> <p>船長Bは、同乗者BからA船と衝突の危険があることを知らされて、B船を移動させようと考えたものの、A船が操縦席付近に向かっており、操縦席に戻る方が危険だと思って身構えたところ、B船の右舷船側部とA船の船首部とが衝突し、同乗者Bと共に転倒した。</p> <p>B船は、A船に押された状態で左舷側に傾き、舷縁から浸水した。</p> <p>船長Bは、同乗者Bと共にA船に移乗後、11時44分ごろ海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p>

	<p>船長B及び同乗者Bは、鳩之釜漁港に到着後、救急車で病院に搬送され、それぞれ打撲と診断された。</p> <p>(付図1 航行経路図及び航行概略図、写真1 A船、写真2 B船参照)</p>
その他の事項	<p>A船のGPS記録によれば、釣り場への移動を開始してから衝突するまでの平均速力は約8.4knであった。</p> <p>船長Aは、湯島南東方沖で遊漁を行っていた際、湯島東北東方沖で漂流しているB船を認めていたが、遊漁の終了時刻が近づいており、急いでいたので、別の釣り場に向けて発進する前に周囲の確認を忘れ、B船が南西方に流されてA船の前路にいることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び釣り客4人は、固型式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、同乗者BからA船の接近を知らされた際、A船も潮上りをしているのだらうと思い、A船の接近状況を確認していなかったが、その状況を早期に確認していれば、釣り竿を投げ捨て、主機を始動してB船を移動させ、A船を避けることができたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、固型式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 A あり、B あり</p> <p>船体・機関等の関与 A なし、B なし</p> <p>気象・海象等の関与 A なし、B なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>A船は、湯島南東方沖において、北北東進中、船長Aが、携帯電話での通話を終えて北北東方の釣り場に向けて移動を始めた際、GPSプロッターを見ながら航行したことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、遊漁の終了時刻が近づいており急いでいたことから、周囲の確認を忘れ、漂流していたB船が南西方に流されてA船の前路にいることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、湯島東方沖において、船首を南東方に向けて釣りをしながら南西方に流されて漂流中、船長Bが、同乗者BからA船の接近を知らされた際、漂流して釣りを続けたことから、B船に向けて接近を続けるA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が潮上りをしていると思ったことから、A船の接近状況を確認せずに漂流して釣りを続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、湯島南東方沖において、A船が北北東進中、B船が船首を南東方に向けて漂流中、船長Aが、釣り場に向けて移動を始めた際、GPSプロッターを見ながら航行したため、また、船長Bが、同乗者BからA船の接近を知らされた際、漂流して釣りを続けたため、B船に向けて接近を続けるA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したも</p>

	のと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、GPSプロッターを見ることだけに意識を集中することなく、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中の船舶の船長は、発進する際、必ず周囲の状況を目視で確認すること。 ・ 漂流中の船舶の船長は、周囲にいる船舶の動きに目を配り、自船に向かって接近してくる船舶を早期に確認し、必要に応じて主機を始動して移動し、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 航行経路図及び航行概略図

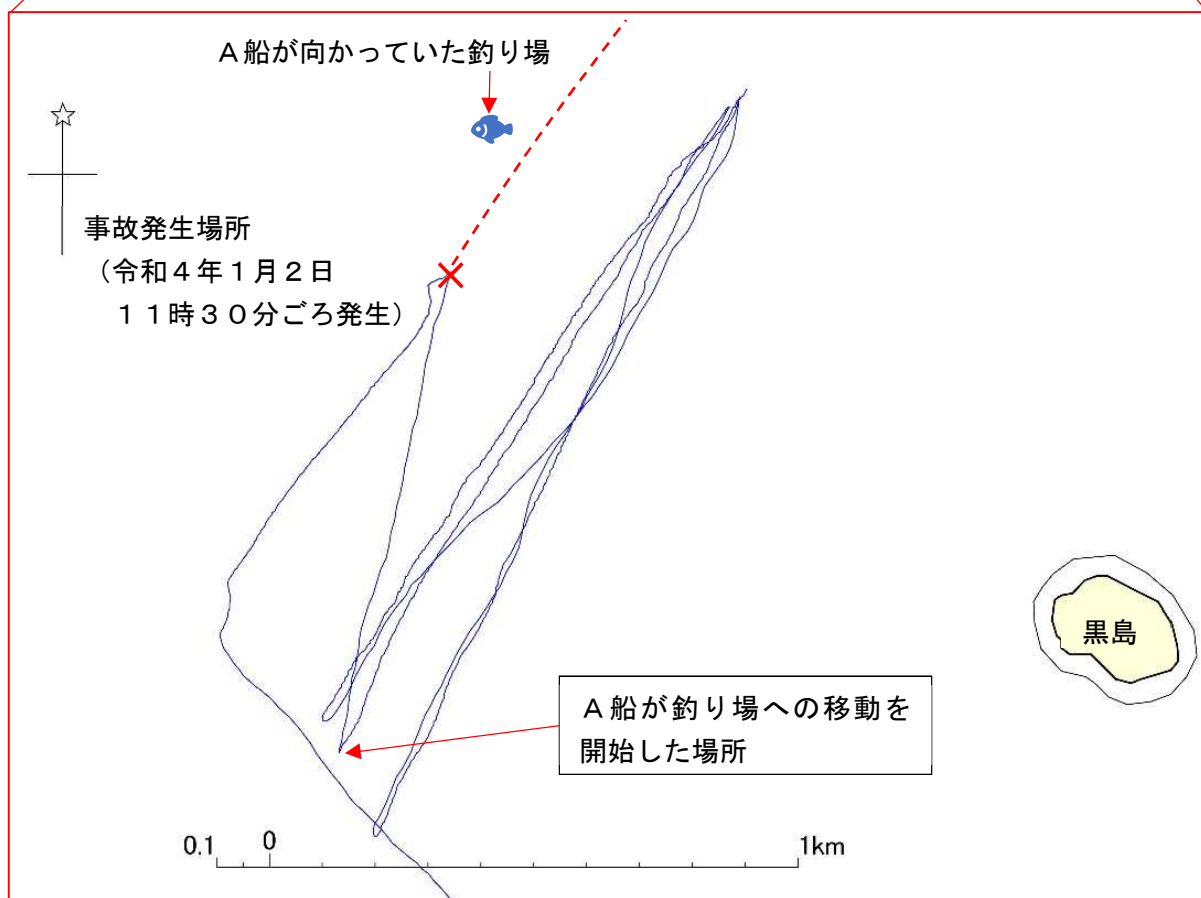
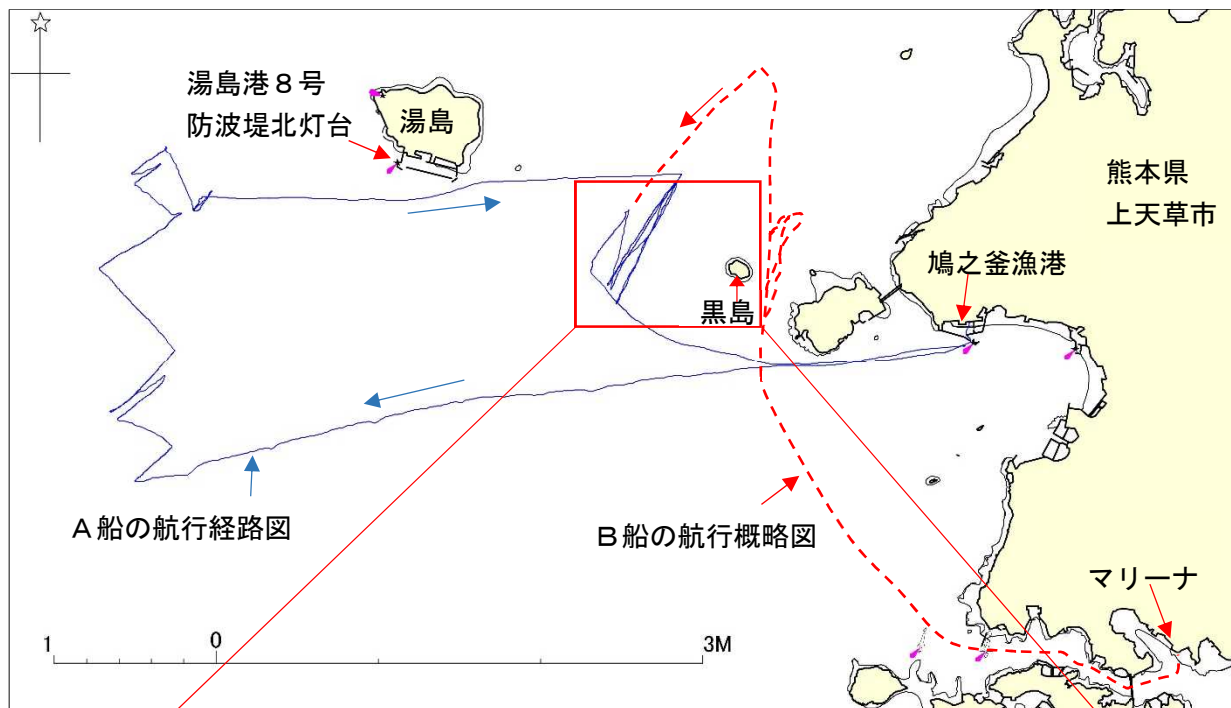


写真1 A船



写真2 B船

